

# フコク日本債券ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1. 投資方針

フコク日本債券ファンドは、フコク日本債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

NOMURA-BPI 総合※をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

※NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

投資に際しては、取得時において内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。市況動向により弾力的に変更を行う場合があります。原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

フコク日本債券マザーファンドの国内公社債等の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## 2. 主要投資対象

フコク日本債券マザーファンド受益証券  
(マザーファンドは、わが国の公社債を主要投資対象とします。)

## 3. 主な投資制限

株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 4. ベンチマーク

NOMURA-BPI 総合  
NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

## 5. 信託設定日

2001年12月20日

## 6. 信託期間

無期限

## 7. 償還条項

この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8. 決算日

7月15日(休業日の場合は翌営業日)

## 9. 信託報酬

【信託報酬＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率】  
純資産総額に対して年0.605%(税抜0.55%)  
内訳: 委託会社0.352%(税抜0.32%)、販売会社0.22%(税抜0.2%)、受託会社0.033%(税抜0.03%)

・信託報酬の役務の内容

委託会社: ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付

および届出等にかかる費用の対価

販売会社: 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社: ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社の報酬には富国生命投資顧問への投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドにかかるマザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年0.209%(税抜0.19%)の率を乗じて得た額とします。

## 10. 信託報酬以外のコスト

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0022%(税抜0.002%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

## 11. お申込単位

1円以上1円単位

## 12. お申込価額

購入申込受付日の基準価額

## 13. お申込手数料

ありません。

## 14. 換金価額

換金申込受付日の基準価額

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「フコク日本債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、法令の定めにより有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(このほか外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。

# フコク日本債券ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 債券

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

## 15. 信託財産留保額

ありません。

## 16. 収益分配

毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

※将来の収益分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

## 17. 申込不可日

ありません。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

## 18. 課税関係

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

## 19. 損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被る可能性があります。

投資信託は預貯金と異なります。

## 20. セーフティーネットの有無

投資信託は、金融商品取引法に基づき設立された投資者保護基金の対象です。

なお、投資信託は預貯金や保険契約とは異なりますので、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金による支払の対象ではありません。

## 21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

※基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

## 22. 委託会社

明治安田アセットマネジメント株式会社  
(ファンドの運用の指図等を行います。)

## 23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管および管理等を行います。)

再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

## 24. 基準価額の変動要因等

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

### 1. 主な変動要因

#### ①債券価格変動リスク

債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### ②信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 2. その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「フコク日本債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、法令の定めにより有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(このほか外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。